

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の 執行体制検討への意見・要望集

《説明》

- 資料中の NO.については各団体からの提出時の受付番号です。
- 資料中に個人・団体名等が記載されており、相手方の承諾を得ていないものについては未記載としております。(数件)
- 一覧表としてまとめられなかったもの(11 ページ以降)については原文のまま掲載しております。

○塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の執行体制の検討会議への意見用紙

《これまでの反省》

- ・ 役員13名が辞職したことについて同盟会として討論したのか。ただ辞職したからそれで責任無しでよいのか。今後どうするのかの方向付けもなしに。それで仕方ないと。(NO. 6)
- ・ これまでの同盟会の特に役員会のあり方について、会議前に役員会で協議事項について討論・検討されていると思うが、徹底的に検討意見が交わされたのか。会長に一任の形で進んだのか。(NO. 6)
- ・ 今回の反対同盟会役員辞任騒動は目に余る物があった。前々から取り急ぎ立ち上げた役員のような気がしていた。また13名の役員がどうして13名なのか。どの様に人数が決まったのか？(NO. 8)
- ・ 同盟会の組織・規約は、役員以外の一般町民には周知されておらず、一般町民と同盟会との係わりが不明確であり、距離感があった。(NO. 18)
- ・ 規約には、団体・個人の加盟を認めているが、実際は各種団体の当て職のみで構成され、個人の意見は受け入れられなかった。したがって、一般町民は動員要請に応じるだけで、どれ程、運動の中身を理解しているかは疑問。(NO. 18)
- ・ 22名のプロジェクトチームの権限が強大で、本部役員会、実行委員会の役割分担や連携性が不明瞭に感じた。これ迄の運動には、心からの敬意と感謝の意を表したいが、ごく限られた一部の方々の過重すぎる負担と周囲とのコミュニケーション不足が、運動を内向き、閉鎖的にし、最後は幹部が自民党に依存した解決策に急ぎ、求めてしまったと思う。(NO. 18)
- ・ 一町民の立場から感じるのは、町、議会、同盟会の三者による運動方針の徹底した議論やコミュニケーションの不足が、今日の事態を招いてしまった一因とも感じる。(NO. 18)
- ・ 今後、白紙撤回を貫くためには、出来る限りの多く活動家と町民が運動に主体的に係われる体制を作り、皆で重荷を分かち合い、一体化を図るべきと思う。(NO. 18)
- ・ 何故このような事態になったのか、原因は執行部と民意が乖離してしまった事だと思います。又、役員の見解も聞き入れなかった。役員は団体の代表がそれぞれの団体の意見を提言しているのです。役員の内には団体と利害関係のある人もいたと思う。(NO. 35)
- ・ なぜこのような事態になったのかを反省する必要があるだろう。前執行部がとった反対同盟会の名誉を守ることもせず、後任を決めないまま13名が辞任し、その再建を町長に丸投げするという、およそ住民組織としては全く筋違いの行為を「全体会」で「了承」されたとして、会長が「退任書」を町長に提出したことにより、今日の事態に至っているからである。(NO. 38)
- ・ 同盟会の設立趣旨である「絶対反対」「断固反対」「白紙撤回」の意思がだんだんと方向がずれていってしまったのではないか。住民の戦いとしてはただ単に反対を叫ぶこと。行政や政治家との関わり合いについては、町や議会がやること。そのために住民の声の代表である区長会の代表が会長になったのではないか。町や議会の動きが見えない部分もあるが、同盟会としては反対運動の一線を越えてしまったのではないか。同盟会の構成団体が上部団体や知り合いの政治家にお願いするのは何の問題もないが、同盟会の看板のもとに折衝することはどうか思った。(NO.52)
- ・ 純粹に反対だけを通す同盟会であるべきであった。不慣れな政治交渉は町長や議会に任せて、町民はいろいろな場所で反対だけを通す活動を行うべきであった。世の中に訴えるのが同盟会の役目ではないか。同盟会・町・議会のトップがもっと意思疎通を行うべきではなかったのか。(NO.53)
- ・ なぜ同盟会の役員が政党との接触をしようとしたのかの説明や、町民有志が知事と面会することになったのか明確になっていません。(私たちはわからない)会議の時に町や議会が接触しても良いといったとの発言があった気がしますが、それまでの過程がよくわかりません。同盟会はあくまでも反対運動に徹し、政治的なことは町長や議会にやらせるべきでありそこを同盟会がやろうとするのはおかしいのでは？ どんなに時間がかかろうともやるべき人やらせるのが組織としての考えではないでしょうか。スタンドプレーは組織を崩壊させると思います。必要ならばとことんディスカッションをして動かすべき人を動かすべきです。(NO.54)
- ・ 今回の事態を招いた原因は、町、議会、同盟会三者の話し合いが足らなかったのと、焦り、己の擁護があり、本音での話し合いができなかった為、同盟会からは、町、議会に対し不信感が生まれてしまったものが根底にあると思います。又、同盟会本部役員自体、説明不足の感がぬぐえないと思う。皆目的は、同じで手法の違いで議論不足であると共に、与党、野党を問わずに言いながら、指示しない政党への要望行動に対して批判しすぎではないかと思う。(NO. 55)

《役員選任について》

- ・ 反対同盟会の規約に基づいて原点に戻り運営出来る人 (NO. 2)
- ・ これまでに執行部に対して意見を述べた人 (NO. 2)
- ・ 会の組織については意見集約により、より良い形が出来ると思うが、形が出来るまでには難航すると思う。肝心なことは会長の人選だ。有識者を人選するか、行政区長から人選するか熟慮に熟慮を重ねていただきたい。(NO. 6)
- ・ 町の中にある派閥にとらわれない幅広い考え方、実行力のある人を人選すべきだ。(NO. 6)
- ・ 区長会は役員から外さず、会長・副会長を除いた役職でお願いしたい。区長会に関しては同盟会と町民とのパイプ役になってもらう為にもお願いしたい。(NO. 7)
- ・ 今後の役員選出は焦ることはないと思う。急いで決めて二の舞にならないように気を付けなければ! 前役員のように勝手な行動をしないことを望む。小さな団体の行動は絶対不利になる。今後のトップ役員に女性が居ても良いのでは。前役員より優秀な女性は居るはず。(出すぎる女性は駄目)(NO. 8)
- ・ 反対同盟会長はやはり北部地区寺島方面の方が良いのではと思う。役員選考は例えば選考委員を作り、各行政区の信頼できる人物を選ぶことが出来たら良いのか。(NO. 8)
- ・ 町民が行う反対運動であり。人を集めるための行動などを考えると区長会にお願いせざるをえないと思う。町民がサポートをすることを前提として区長会から役員を選出していただきたい。私たちの団体も全面的にサポートさせていただきます。(NO. 9)
- ・ 役員選考委員会を設けて選出する。役員選考委員会は、町民の代表として議会、今までの実績・経過が判っているであろう同盟会・区長会(退任役員含む)の各代表者数名とする。選考委員会で役員を選出し、選出された役員の話し合いで役員の中より各役職を決めて頂き、全体会で承認を得る(案1)、もしくは選考委員会で各役員を選任し、全体会で承認を得る(案2)(NO. 10)
- ・ ①本部役員2~3名を時限付特別職として町から委嘱する。②同盟会(理事)の一部を町から委嘱を受けている特別職員をあてる。③同盟会(理事)の一部を会の趣旨に賛同する個人、団体をあてる。④同盟会(理事)の一部を町職員有志をあてる。⑤同盟会(理事)の一部を町議会の有志をあてる。②~⑤の中から不足の本部役員を選出補充する。同盟会(理事、本部役員)の任期を設ける。本部役員の権限を強化するとともに、最終決議の決定機関が示した事項は全理事、全役員、全員で守る。(NO. 11)
- ・ 主なる団体より選考委員を選出し、本部役員を選出して頂く。(NO. 12)
- ・ 区長会をなんらかの形で役員とし町民への連絡、橋渡しの役目をお願いすべきと思う(NO. 12)
- ・ 主なる団体より選考委員を選出し、話し合いの上役員を決めて頂く。(NO. 13)
- ・ 本部役員には議案、決定事項に決定権を与え、同盟会は特別な問題がない限り協力する(NO. 13)
- ・ 区長会を外したら同盟会の機能が果たせないのでは区長会を役員に入れるのが望ましい(NO. 13)
- ・ 町長、議会、反対同盟会が三者一体となった執行体制を作り、行政が先頭に立ち反対運動を強力に進めて行くことが新執行体制の基本前提。その上で、反対同盟会会長には、町長、副会長には、議長、議員がその任にあたり、区長会が協力をおこない、その決定内容を町民に周知・連絡し、運動推進を図る。なお、反対同盟会事務局は、塩谷町総務課指定廃棄物処分場対策班が担当する。(NO. 14)
- ・ 同盟会の趣旨を理解し、組織運営の出来る人を選んで下さい。大変な作業だと思いますので選考委員等(数名)で選んで下さい。(NO. 15)
- ・ 町内全行政区長により執行体制をお願いする。区によっては、色々都合の悪い区長も有りと推察する。その場合は、区長に変わるものを推薦して頂き人数は確保する。尚、各種団体からの従来の委員は区長会の下部組織に位置付けすれば良いのではないか。(NO. 16)
- ・ 町の対策班を事務局とし、町一本化で進めて戴き、町議会で組織を造り、区長会がその手足となって協力する(NO. 17)
- ・ 選考委員会を作る。(NO. 19)
- ・ 新たな執行体制には、見形現町長を特別会長として、その下に各種団体の長を置くのが良いと思う。広く女性の団体やクラブにも役員になってもらう。(NO. 20)

- ・ 役員・執行体制に求めることは、町執行部と協力し広く意見を聞くこと、役員の執行の透明性、合議性等を持ち合わせている人物が良いと思います。(NO. 21)
- ・ 「批判は誰にでも出来る」くだらない批判は気にしないで、前役員に引きつづき頑張っていてほしい。(NO. 22)
- ・ これからも役員の方には継続して、町民と結束し、建設反対運動を頑張っていたきたい。(NO. 23)
- ・ 今後の役員人事は区長会又は町議会等に依り選出し、それでも出来ぬときは町長がやれば良いと思います。(NO. 25)
- ・ やはり区長会の会長さんがなられる事が一番いい形かと思われませんが、区長会の会長さんが適任者でなければ区長の中から適任者を選ぶ事が良かろうと思います。副会長は各種団体の責任者から選んだら良いと思います。どうしても決まらない様でしたら町長が責任者としてやっていただきたらと思います。(NO. 27)
- ・ いろいろな分野の人達を巻き込んで決めるべきだと思います。(NO. 30)
- ・ 指定廃棄物最終処分場対策班が中心になって、各種関係団体の会長の中から本部役員を選出したらよいと思います。対策班で後任の腹案がありましたら、その人に打診して決定してもよいと思います。
- ・ 一年間で代わる人でなく、長期間専任で活動してくれる人を選任するのは反対・無理です。(NO. 32)
- ・ 組織的にはやはり区長会を全面的形にした方が何事もスムーズにいくとおもいます、ただこの各区長の元に2人位戦い方のスペシャリストに近い人を付けておく事が必要になります、各区長は輪番制なので区長交代時に非常に混乱します(NO. 36)
- ・ 柔軟な組織にして置かなくてはなりません、例えば会長の交代制を初めから決めておいたり、執行部の入れ替えも定期的に行えるようにしておく等考えることも大事になってくるでしょう。(NO. 36)
- ・ 各参加団体への協力要請。退任した旧役員の方々へ再度頼む。我こそはと手をあげる人はいない。(NO. 37)
- ・ 公開の場で、立候補を受けつけ、その者の所信表明を受けた後、立候補者1名の場合は拍手で、複数者の場合は名簿登録者の投票で選出する。立候補資格はその場に出席した町民全員にあるものとする。会長が事務局長を指名する。執行部には女性を3名以上入れる。(NO. 38)
- ・ 塩谷町区長会の会長にお願いして、あとは3地区の区長会で順まわりにして、その他の役員は各地区の区長様にお願いしたらよろしいのではないかと思います。なんらかの形を造らなければ、役員はきまらないとおもわれます。(NO. 41)
- ・ 町職員の中より本部役員をお願いして、体制を整えて頂きたいと思います。(NO. 41)
- ・ 各地区にいらっしゃる町議さんに兼任して頂いてはどうでしょうか？話をまとめるにはいちばんいいのではないのでしょうか。お手数をかける事にはなるとは思いますが。(NO. 41)
- ・ 処分場に反対している塩谷町各団体(区長会、商工会、各青年部また一般町民等々)から、代表者または推薦者を出してもらい話し合いまたは選挙等で選ぶという方がいいのではないのでしょうか。(NO. 42)
- ・ 次期役員候補は各種団体の長の方からおねがいするとか、選考委員会を作って選出する方法とか(NO. 43)
- ・ 同盟会役員を、現在の区長、町内の各会(PTA、JA、花の会等)だけでなく、協力しようとしている一般町民の人達に広く開放すること。出来ることなら、執行役員の選出を公選制にして町民全体の中から選出すること。(NO. 44)
- ・ 前同盟会役員を批判し、辞めさせた人達が役員になるべきだと思う。毎日ボランティアで住民の思いを伝え、ガンバってくれたのに何がだめだったのか。(NO. 44)
- ・ 各区から推選で何人かを選び一般役員とし、執行役員の何人かは適人と思われる人材名を挙げ、個々に対応することを提案します。(NO. 45)
- ・ 玉生、大宮、船生(3地域に分けるのはいかがと思うが・・・)より選考委員を各10名程度選び、数名程度をリストアップして内諾してもらったのち、町民総会を開いて最終決定する。組織体制として前回は役員会と実行委員会とか複雑になりすぎていた様に思えるので、意思決定させる、出来る組織作りをお願いしたい。(NO. 46)

- ・各区で志のある方をどんどん取り入れて欲しい。区長さん、青年・・・など負担が大きい。以前「毎週子どもとの時間を犠牲にしてがんばってきた」という若い方の言葉が身につまされました。(NO. 47)
- ・産廃、高原山の自然を守る活動をされてきた方を入れる。塩谷町はこれまで4つの戦いを乗り越えてきたと聞いています。産業廃棄物処分場反対運動は10年に渡る戦いを続け、見事阻止したことは他市町村でも有名です。高原山、尚仁沢を守ってきた経験と知恵は、塩谷町の財産だと思います。(NO. 47)
- ・色々言いたい事ばかり言って、言っている人達に役員をやらしてもらったらいいいと思います。(NO. 49)
- ・団体及び区長さんにおまかせしたい。(NO. 50)
- ・適任を思われる人の推薦を募って、それによって決めた人を役員に加えてはいかがか。(NO. 51)
- ・前役員体制について言った人はいろいろいますが、前役員のようにがんばってくれる人を見つけるのは難しいのではないかと。意見を言った方達も言いつ放しで何の責任もとることがなかった。できれば意見を言った方々に責任をとっていただきたい。でも現実的には、町民からの理解や今後の運営を考えても困難だと思いますので、できれば区長会から選出していただきたい。他の団体からということも考えられますが、この問題が解決した後の県や上部団体等との関係を考えて場合は、町民の反対の意見を率直に伝えられるのは区長会しかいないと思います。ただ、会長の負担が低減できるよう事務局を充実し、会長を受ける人の負担を少なくすることが前提です。(NO.53)
- ・各種団体から選考委員を選出して、本部役員を選出すべきであり、区長は区のまとめ役に専念すべきである。(NO. 55)

《会議運営に関するもの》

- ・ 毎回のように建設的な意見を云う人……何人か？ (NO. 1)
- ・ 白紙撤回に向けては全方位的に活動すべきであり、そのためには行動の前に徹底討論して意思疎通を図るべきである。(NO. 6)
- ・ 会議の傍聴にあたりは、守るべきこととして、静粛に傍聴する事は勿論のこと、傍聴者の意見を許す時は、意見発表者には拍手、その他の方法での公然と会の意見、会の決定事項の可否を求めさせてはならない旨を絶対に守らせる事。(NO. 11)
- ・ 会議などで、役員として登録されている「会」「団体」などの代表の参加が難しい場合、代理者の発言も認めて欲しい。団体の代理の場合は、その団体の意見が託されている代理者にも発言を許すべきだと思う。また、そのような姿勢が「排他的」という誤解を招くと思います。(NO. 47)

《今後の同盟会組織体制・活動について》

- ・ 今後、個人的に同盟会に参加する住民がいても、同盟会と区住民との情報伝達は区長がやるほうが周知徹底できて望ましい。区長の任期が満了した場合は、次期区長がその役を引き継ぐ。(NO. 10)
- ・ 今まで区長さん位までは、なんとなく内容が伝わっていたが、町民末端まで周知できていなかったと思う。これからは町民に分かりやすい説明と情報伝達を工夫し、町民が一丸となって活動できる様な組織にしてもらいたい。(NO. 12)
- ・ 反対同盟会「区長会」からの報告事項は、広報活動によるのも良いが、各区単位での集会も必要ではないか。(過去一度も無)毎月は難しいかもしれないが、必要に応じて実施が必要と考える。(住民の意見集約)(NO. 16)
- ・ 何度も会議に出席していますが、一度も町議の方と同席した事はありませんでした。体制・役員選出をするなら、同盟会、議会で話し合える様にして下さい。(NO. 32)
- ・ 住民運動はただ”反対”だけで通す。恣意的な行動はいりません。「反対、反対・・・」のうねりで十分です。(NO. 35)
- ・ 玉生、大宮、船生3地区の別々の集合体も考えるとよいのではないのでしょうか、何故なら小まめに塩谷町全体の住民説明会が出来ないから、その3地区に同盟会の方々が状況報告や問題点の説明等を行い理解してもらい様にしたし、各区の小集会も開き説明を度々することは疑心暗鬼を取り除く最大の方法ではないのでしょうか。(NO. 36)
- ・ 近隣他市町へもっと広く働きをする。意見の出し合い(全体会の中で)。全町民に幅広く理解してもらうため、新役員による各区に出むき出向説明する。上寺島第2事務所への移転はムリ(公民館建設目的の意味)。可能であれば現在のままJAにお世話になる。(NO. 37)
- ・ 年一回は、全町民対象の総会を開く。反対同盟会のいわゆる「全体会」は(住民組織として)当然町民に公開する。(NO. 38)
- ・ 今までの執行役員は完全な無償奉仕(ボランティア)でしたが、毎日反対同盟会の事務所まで通っていたわけで、出来ることなら今後は車のガソリン代ぐらいは支給すること。(NO. 44)
- ・ 塩谷町以外の団体と協力したイベントに積極的に参加する。(NO. 47)
- ・ 旗や看板をもっと立てる！町外の方々が塩谷町に来て驚くのは旗や看板の多さとその内容です。町民の意識の高さがわかる内容や絵に感動されていきます。すばらしいPRになると思います。(NO. 47)
- ・ 何かある度にかんばってくれていた青年部の方達には本当に感謝でした。本当はこんなことに若い力を使っている場合ではないのですが、今は皆さんに期待するしかありません。聞くところによると毎週会議を行ってくれていたとのことで頭の下がる重いです。これからも、是非かんばっていただきたいと思いますが、家庭等ともありますのであまり無理せず今後もお力を貸していただければありがたいです。塩谷町もまだまだ捨てたもんじゃないなと思いました。(NO.52)

《問題解決についてのアプローチ》

- ・ どの政党であろうがアプローチすることは良い事だと思う! (NO. 1)
- ・ 塩谷町が一致団結して戦わなければならない時に、有志連合というやからが自民党にすり寄った行動をとることはもってのほかである。打開策を見出すために知事との交渉をもったとあるが、この戦いは長期戦になるのは当たり前、何もこちらから打開策を見出す必要はない。打開策を見つけるのは国や県が行うこと。立場が逆転している考えであり本末転倒である。有志連合とやらは、物事の基本がわかっていない。この様な連中は組織を危うくし、ひいては塩谷町を混乱させる。直ちに活動を中止させるべきである。(NO. 3)
- ・ 反対同盟が組織されなければ組織されないで結構。相手が具体的行動に出た時に、全町民が身体を張って反対行動を取ればいい。その先導は役場総務課。組織があるとその組織を維持するために余計な活動をしなくてははいけなくなり負担が増す。結果、組織の崩壊。県・国の思うつぼ。世間の笑いもの。(NO. 3)
- ・ 外部との接触は止めた方がよい。国・県が何を言おうが聞き流しでよいのではないか。塩谷町は白紙撤回(選定結果の返上?)なので、相手が何を言おうと聞き流す。相手の挑発にのらない。挑発にのるとほころびが出て切り崩しの口実を与えることになるから。このような事から、外部との接触はすべて取り止めにしたほうがよい。例え、他市町に出向いても相手は対岸の火事としかみていない。もし、塩谷町でも他市町が候補地に挙がっても対岸の火事であろう。行き着くところ身体を張った行動しかない。(NO. 3)
- ・ 県、国、環境省からの住民説明会は、一度は聞くことは必要であると考え。その上で、反対の立場を町として対応すべきではないか。反対は解るが形だけでも筋は通すべきではないか。※後々のことまで考えて反対活動すべき(NO. 16)
- ・ 役員になった方々には与野党関係なくいろんな所に出向いて動き回って貰いたい。(NO. 7)

《町・議会に求めるもの》

- ・ 町も議会もこういう非常事態の時こそ、もっと頑張ってもらいたい! (NO. 1)
- ・ いずれにしても町が介入していかないと無理かも? (NO. 1)
- ・ 町と同盟会を一本化する為にパイプ役として町議会議員に(同盟会役員を)行なって貰いたい。出来れば12名全員に入って貰うのが望ましい。(NO. 7)
- ・ ひとつ気になる事がある。今、毎日の様に寒い中交差点に反対運動看板を持って船山ゆきお県議員が立っている。これは大変な作業だ。私も手伝いたい気持ちはあるが、まずは町会議員の方が一緒に立っていただければこれ程心強い事はないと思う。ひとりでもいい、週に一度でもいい、その様な事ができれば我々も追隨して参加しやすくなるのでは。(NO. 8)
- ・ 町議会議員若干名(1~2名)の参加も良いのでは? (NO. 12)
- ・ 町議さんが自民党議員から「お叱りを受けてきた。」と話していましたが、自民党が押し進めている事を反対している町で、その町議さんなのだからお叱りを受けて来ても当然だと思います。何回も訪問してお叱りを受けて来て下さい。(NO. 32)
- ・ 現時点では町役場が率先してやっていただけないと、塩谷町に処分場が作られてしまいますので、早急に同盟会が動き出すようお願い致します。(NO. 43)
- ・ 以前の集会で、本部役員が自民党議員との会合を決める時、理事会を開くのが大変だったので本部役員で決めたとおっしゃっていたので、事務局を役場に置いてもらってサポートしてもらえないでしょうか。(NO. 51)
- ・ 議会が何をやっているのかが見えません。その姿に同盟会の前役員の方々がしびれを切らしてしまったのではないのでしょうか。議員が先頭に立って反対する姿勢を見せて下さい。町長はこれからの町のことを考えるとあまり強く反対とは言えないのしょうから、それを議員さん達がフォローして下さい。それだけを町民は望んでいるのではないのでしょうか。(NO.53)
- ・ 本当は役場で事務局をやっていただけのが一番だと思いますが、反対運動に行政が荷担することは難しい状況だと思います。であれば役場のOBの方など事務に長けていて、県や国の状況も理解できる方に事務局をやっていただけのご尽力下さい。それと町長と議会の考え方(知事や政治家とどの様に折衝していくのか)も明確にさせていただきたいと思います。町長さんの考えを述べた上で町民の考えを聞いていっても良いかも知れませんね。(NO.54)

《その他》

- ・一連のゴタゴタとても残念です。住民運動とは文字通り塩谷町民が一丸となって一つの目的達成の為の運動です。いろんな意見があるのは周知のはずです。(執行部の人たち)動じないで目的はもちろん白紙撤回に向け先頭に立って力をつくして頂きたい。常識のある町民が多いのです。小さな力をまとめあげて欲しいです。オバチャンの意見で専門的な事は何もわからない!!……と言われそう。11/20の町の説明会の「その他」の件。総務課の意見(説明)が正しいと思う。当時の反対同盟会の執行部が町に「その他」の発言を受けた事に疑問とありますが、発言をしなければ内容はわからないでしょう? 神経過敏だったのでは?(NO. 4)
- ・反対運動の方法については、それぞれの立場において考え方が異なる部分があるが、最終的に指定廃棄物最終処分場の白紙撤回を実現することが目的である。反対運動の異なる意見に対して、批判をすることは簡単な事であるが、行動が伴わない批判は目標の達成に何の役にも立たないと思う。(NO. 5)
- ・同盟会事務所の件、JAの土地から出たのが良いと思う。本事務所は上寺島方面が良いと思っていた。上寺島活性化センター裏の空地を無償で借り簡単なプレハブでも置けば良いのではないかと思う。
- ・我々の団体は「本部役員批判」、「同盟会組織全体の誹謗」等があったのは、ごく一部の意見であって、大勢ではないとの考えです。(NO. 10)
- ・前同盟会役員はボランティアにもかかわらず、「建設反対」で結束し、よく町民を牽引してくれていた。自民党県議団との接触も運動を効率的に進めるものと理解している。(NO. 22)
- ・最終処分場を福島原発周辺で処分すればよい。塩谷町で最終処分場を作る必要はないと思う。(NO. 24)
- ・前役員の皆様は最善の努力を尽くしてくれ本当に御苦労様でした。感謝致します。此の度、一部の町民の中傷に依り、役員全員総辞職と成り誠に残念の極みです。(NO. 25)
- ・出る杭打たれると諺にもある様に先に立つ人は大変なのです。人生、人間には100%なんて有りません。人の事色々批判する人こそ何やらせても何も何も出来ないものです。私達は其の場の雰囲気は解りませんが、今迄一生懸命に町のためにやって来たのですから気持ちを直して力になって事を進めて下さい。口惜しい気持ちは十分に理解出来ます。塩谷町の消滅や若い人の流出を防ぐために是非お願い致します。どうぞお願い致します。(NO. 26)
- ・残っている現役員の意見を主として、今本当に大切な事、やらなければいけない事をもう一度見直して頂く。長期戦になるのは間違いないので、今まで頑張ってくれた退任した本部役員の思いも無駄にする事なく活かして頂きたい。(NO. 28)
- ・昨年、一部の役員と有志の人たちが自民県議団とのコンタクトが問題になって、結果的に役員全員が辞任ということになりましたが同盟会との連携不足はあったにしろ、思いは白紙撤回を図る上での事だと思うので私は、辞任された事が残念です。(NO. 30)
- ・同盟会の活動体制より先に、スタートの市町村長会議での対応が良くなかったのに、なぜスタートに戻って市町村長会議を開いてもらわないのか。小学生の勉強でもスタートが間違っていれば最初に戻ってやり直しますよ。(NO. 32)
- ・一年交代の区長では役員はダメで、長期間やってくれる人を選出して欲しいと言っていたが、PTA会長も一年で代わります。PTA会長の代わりに同盟会役員も長期間継続活動してくれる人を選出するのは無理です。区長もPTA会長も同じです。12月26日道の駅での会議では、「区長を中心に体制を作って活動するのが良い。」と言っていたと、町P連会長から聞きましたが、なぜそれを11月20日の住民説明会で言ってくれなかつたのか、非常に残念です。(NO. 32)
- ・同盟会役員の中で「福島県民は最終処分場を福島県に作っても良いと言っている。」と話している人が居ますが、一PTA会員の私からすれば変な話です。バカげています。町P連会長にも言いましたが、塩谷町民としては「白紙撤回」で十分で、その後の事は国が決める事。なぜ、福島県民と喧嘩する様な事を塩谷町民が言わなければいけないのか。(NO. 32)
- ・すぐに「責任を取れ」と騒ぐ人達とは、町PTAとして活動を同じくしない方が良いと思う。(NO. 32)
- ・「責任を取れ」と騒いだ人達との活動参加は見合わせます。(NO. 32)
- ・青年部への期待が大きすぎ(No. 37)

- ・ 反対同盟会の役員の方、本当に御苦勞様でした。一生懸命にやって下さったのに本当に残念です。人の事を悪く言いあらを拾っている場合じゃないと思います。本当にこの町の人達の悪い所は、何か人がやろうとするとそれを邪魔したり、それもやり方がとつてもきたない。一町民として今までこの町を見て来て、とつてもはずかしいと思います。(NO. 49)
- ・ 前役員の皆さん大変お疲れ様でした。役員さんの中には会長さんをはじめとして高齢者の方や子供を抱えながらという方々がいたことも聞いています。何かを犠牲にしてがんばってくれていた人たちに感謝です。それとともに会議でそういう感謝の言葉を発言できなかったこととお許し下さい。ただ、きつい言葉もみんな町を守るのに一生懸命だったからの言葉かなと思っています。今後、お互いを尊重してみんなで愛せる同盟会を作れたら良いですね。切に願います。人を愛し尊重できない人が反対運動をしても反対の気持ちは他の人に伝わらないと思います。心豊かな思いやりのある反対運動をしましょう。(NO.54)

《目指すもの》

- ・ 白紙撤回まで頑張りましょう!! (NO. 1)
- ・ 本団体としては、指定廃棄物最終処分場は当町にあってはならない施設であるので絶対反対の立場は引き続き堅持する。(NO. 5)
- ・ 選定を返上し、さらに断固反対を貫き、環境省により白紙と決定するまで一致団結すべきだ。(NO. 6)
- ・ 今後は、同盟会の目的である「候補地選定の白紙撤回」達成のために、町・議会・同盟会が一体となって活動できる組織・規約づくりを進めましょう(NO. 10)
- ・ 「白紙撤回」は当然ですが、この問題をバネにして塩谷町が良い町になるよう私たち一人一人の考えや思いを集約できたら素晴らしいですね。反対運動がどれだけ続くか予想もできませんが、その過程の中で町民の心が一つになり、いつまでも住んでいたい、住んでみたい町といわれるよう、私たち一人一人もがんばりましょう。その先にはきっと「白紙撤回」が見えてくるはずです。(NO.54)

指定廃棄物処分場反対同盟会執行体制への提言

現状の同盟会の組織及び運動上の問題点を指摘させていただき、反省をふまえた上で、下記の通り、改革案を提案させていただきます。

<現状組織と運動上の問題点>

- 同盟会の組織・規約は、役員以外の一般町民には周知されておらず、一般町民と同盟会との係わりが不明確であり、距離感があった。
- 規約には、団体・個人の加盟を認めているが、実際は各種団体の当て職のみで構成され、個人の意見は受け入れられなかった。したがって、一般町民は動員要請に応じるだけで、どれ程、運動の中身を理解しているかは疑問。
- 22名のプロジェクトチームの権限が強大で、本部役員会、実行委員会の役割分担や連携性が不明瞭に感じた。
これ迄の運動には、心からの敬意と感謝の意を表したいが、ごく限られた一部の方々の過重すぎる負担と周囲とのコミュニケーション不足が、運動を内向き、閉鎖的にし、最後は幹部が自民党に依存した解決策を急ぎ、求めてしまったと思う。
- 一町民の立場から感じるのは、町、議会、同盟会の三者による運動方針の徹底した議論やコミュニケーションの不足が、今日の事態を招いてしまった一因とも感じる。
- 今後、白紙撤回を貫くためには、出来る限りの多くの活動家と町民が運動に主体的に係われる体制を作り、皆で重荷を分かち合い、一体化を図るべきと思う。

<組織と執行体制の改革案>

1 本部の下に、玉生、大宮、船生の三支部を置く（新役員のもと、4月実施）

(1) 三支部設置の利点

- ・運動の長期化を考えると、一部の方々の過重負担は、いずれ疲弊し、分裂または、後退をきたしかねない。
- ・情報や運動が行き届かないと、町民全体の熱意も冷め相手の思うツボになる。
- ・身近に話し合いや学習の場があれば、参加しやすく意識も高まり、町全体として、運動が盛り上がっていく。

(例) 昨年11月に開催された、9月豪雨による“候補地返上”の住民説明会の参加者は約500名(全戸数の1/8)と聞く。“候補地返上”は白紙撤回の大義名分で、今後、一番の運動の柱として展開すべきで、この中味の情報が全町民に徹底されなければ、運動にならない。各支部ごとに不参加者の為に、再度、DVD上映と説明会を開催すべきと思う。

- ・支部間でお互い切磋琢磨できる。
- ・本部実行委員会にとっても刺激になり、良い相乗効果となる。

(2) 課題と可能性

- ・役員の方々が負担に感じ尻込みしないか。
- ・事務局として各コミュニティセンターが使用可能か。
- ・有志活動家やボランティアが応募してくれるかどうか。
- ・上寺島区独自の「福田、船山両氏の報告会」開催や、船山県議と金枝区民の早朝サイレントアピール、それに同調した町民有志。同盟会が関与しない積極的な活動に、支部活動の可能性を感じる。
- ・初めから期待せず、出来ることから少しずつでいいと思う。

2 本部、支部の組織体制を別紙の案とする

現在の執行体制の見直しも合せ行う。(本部役員会・実行委員会・プロジェクトチーム)

3 会長を「共同代表2名」とし、本部役員会又は拡大委員会で互選する。

トップ1名の責任は重すぎるし、諸事情を考慮すれば受け入れ易いのではないかと。但し、息の合うことが大事。

4 団体組織の当て職だけでなく「有志活動家」を募集し、執行体制に参加してもらう。

(本部、支部双方)

5 本部事務所体制の充実

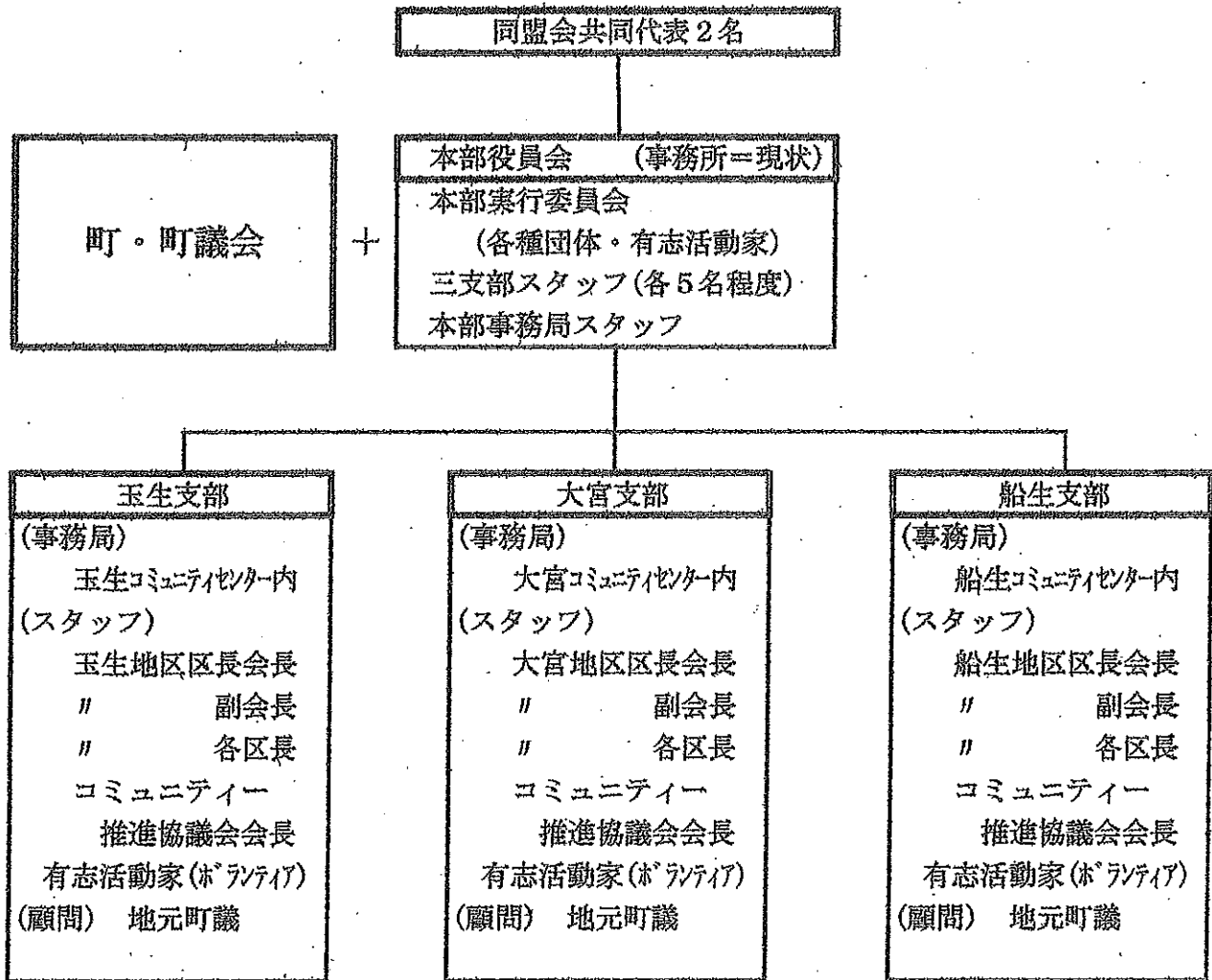
従来の総務委員長1名と会計、時折りのボランティア手助けの体制は相当に過重労働だったと思う。体調を崩し、一時入院したと聞く。支部への役割分担とスタッフを多くして交代制が出来るように、改革すべきだと思う。

6 規約の改正

以上、“言うは易く、行方は難し”ですが、少しでもより良い同盟会に生まれ変わり、全町民の願いである白紙撤回を必ず実現させ、後世に悔いを残すことのなきよう、つたない提案をさせていただきました。

(別紙)

同盟会組織改革案



※ 三支部は支部町民の運動に対する意見や要望等を取りまとめ、本部役員会で協議する。
・本部 (全町) で取組むこと
・支部毎に取組むこと } を役割分担する。

本部・三支部スタッフ全員拡大委員会

全町民による総会

※ 重大問題は、最終的に全町民総会で決定することとし、その前に拡大委員会に諮る。

○塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の執行体制の検討会議への意見集約用紙

《自由記入》 反対同盟会の執行体制については下記の点を踏まえ、町区長会を中心とした運営体制をとるべきです。

記

- 1. 同盟会の運動は、町民意見を最大限公平に代表するものであり、会の活動を具体的に実行する際、どんなに交差的な人員確保ができる体制でありべき。(区長会が動けば町民の動員が確実に地区毎にできる。)
- 2. 各地区住民の意見集約は現状区長による集約が一番妥当な状況にある。(塩谷町区長設置規則)

執行部役員(10~20名内)

以上の観点から執行体制の長(会長、副会長)は区長会中心に一部は関係団体も兼任し、その下に強力に安定した事務局と理事中心に選任された実行委員会(7003以外チームと同一)を設けることが必須と思われる。

事務局には、局長、会計、総務(運営)、法務、庶務 担当の係を兼任し、一、二へ兼務は可能とする。各係から意見や問題点を吸収できる体制にすべきである。又、局長、会計、総務の担当は、同盟会の理事の中から選任された方が運営しやすいと思われる。

実行委員会(7003以外チーム)の内容は、役員名以内で構成し、同盟会の執行部(会長他本部役員)の元に設置する。事務局は会長業務の補佐を行うため、会長の元に設置する。

・P.T.A.育成会、J.A.高会、猟友会、土地改良及びその他の各種団体から出ている現在の理事には、現在とと同様に協力してもらう体制をとる。

尚、実行委員会長と事務局長の兼任は本部執行委員会で行い、事務局内の係と実行委員会の各員の兼任は、同盟会会長と局長及び実行委員会で行い、各委員会で了承し得る形態を以て体制の整備を行う。

※ご意見につきましては、電話・ファックス・電子メール等でもお受けしますので下記までお願いします。提出期限は 平成28年1月末日必着 をお願いいたします。

提出先及び問合せ先
 役場総務課 指定廃棄物処分場対策班
 TEL 45-1115 Fax 45-1840
 E-mail: taisaku@town.shioya.tochigi.jp

○塩谷町区長設置規則

(平成22年6月18日規則第9号)

(設置)

第1条 本町の振興、発展及び本町と町民との連絡、協調を図るため区長を置く。

(設置基準)

第2条 区長の担当区域は、集落の単位とする。ただし、当該区域の面積若しくは世帯数人口等の態様に応じ適宜これを分割又は合併することができる。

(委嘱)

第3条 区長は、当該区域内の住民の推せんにより、町長が委嘱する。

2 前項の委嘱は、様式第1号による辞令を交付して行う。

(任期等)

第4条 区長は、非常勤とし、任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、前任者は、後任者が委嘱されるまでその職務を行う。

2 区長が任期中途にて当該職を退いたときは、町長は、様式第2号による辞令を交付するものとする。

3 前項により後任者を委嘱した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当事務)

第5条 区長は、おおむね次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 担当区域の振興及び総合調整に関すること。

(2) 担当区域に係る町の各種連絡事務の処理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めて委嘱した事務の処理に関すること。

(事務引継)

第6条 区長に異動があった場合においては、前任者は、速やかに事務を後任者に引き継ぐものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 区長に対し、条例の定めるところにより報酬を支給し、及びその事務を行うために要する費用を弁償するものとする。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

様式第1号(第3条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

[別紙参照]

現状の体制

(組織一存)

同盟会役員会

(現任理事長) (必要員以外)
(町職員以外)

格役員会 (会長 副会長)
△ (会長) (会長補佐)

理事務局
△ (局長) △ (副局長)

実行委員会 (町議会女性主体実行部隊)
△ (会長) △ (副会長)

- △ 会計室
- △ 総務 (組織運営)
- 庶務
- 法務
- △ 監事

- 町議 (復旧部) 町議会推進員
- 町 A 町教員 老人会
- 町 A 土地改良区
- 商工会 森林組合
- 消防団 親友会
- 婦人会 女性団体 現場 O B 会
- 医師会 各任意団体
- 町民会等の中から有志の方
- 各地区代表者 (町民など)

△ 町民会本部役員会の構成等再検討し
は現状の組織を改良し町民協可議

平成 28 年 1 月 31 日

「塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会」執行体制への自由意見

(意見内容は順不同、重複分もあり)

1) 旧執行体制について

旧執行部のこれまでの 1 年半の努力はそれなりに評価できる。(労をねぎらうべし)
旧執行部は、平成 26 年 8 月時点での「緊急避難対応」であったことを認識する。
本部執行部 (13 名) 辞任とはいえ、「現理事」は在任しているので、そこが責任を持つ。

2) 新執行部の人選・組織作りについて

「新同盟会規約」で役員任期を明確化する。(再任規定もふくめ)
「新同盟会規約」について、住民の承認を得る。
「事務局長」の設置は必須である。(状況に応じ有給でも可)
「現理事」から立候補または互選により「人事・組織委員会」を立ち上げ検討する。
(この場合、現理事のなかの「本部付」のメンバーを中心に検討する)
「区長会」を活動の中心とし、「人事・組織委員会」に「区長会」の意向が反映されるべき。
「人事・組織委員会」で「執行部候補者」を選出し、住民の過半数での公認を得る。
各区長以外にも各区で有志の代表者(反対運動担当者)の人選も可とする。
執行部は「事務局」と 3 地区からの代表、各 3 名くらいの 10 名程度でコンパクトに構成する。
これまでの「旧執行部」への「批判派」でやってもらう。
従来「理事」を構成してきた「各団体」はオブザーバーに位置付ける。
「各団体」との関わり方は「理事会」乃至「区長会」で議論する。
事務局には、行政との公的関わりが強い団体からの参加も求める。(JA、商工会、福祉協議会 etc.)
「同盟会本部」の所在地は「玉生コミュニティーセンター」又は「産業振興課」の西側空き地を候補とする。
国・県の「有識者」に対抗できる、学識経験者・法律家・各種専門家を「顧問」に招請する。

3) 新執行部の進め方について(期待すること)

十分な情報交換、議論、意見調整が行えるようなコンパクトな執行部であるべき。
住民に「開かれた」執行部であるべき。
運動の進め方等につき、ある程度定期的に「どうするか？」を住民に問う。(意見公募)
「区長会」を通じ重要な論点についての、情報提供と意見徴集を行う。(一方通行でない)
他県の反対組織との連携を強化する。
「加美町」の事例を把握・研究する。
「上寺島事務所」のあり方を検討する。
「福一原発乃至周辺への集約論」か「県内分散管理論」かを議論し、同盟会の立場を明確化する。

以上

反対運動の行動基本方針（案）

- 1) スローガンは【念ずれば 白紙撤回 花ひらく】
「明るく」「しぶとく」「わかりやすく」
- 2) 「反対運動」は「住民運動」である
その原点たる住民の権利や生活を守ること、の共通認識に徹する。運動の主体は「住民個人」である。従って「同盟会」は不偏不党であり、一部の団体や政党などの利益に誘導されないこと、これはまた、どの団体や政党とも普遍的に接触できることを意味する。
- 3) 「明確なビジョン」を持つ
「戦略」（目標）と「戦術」（方法）の明示
- 4) 「世論づくり」に努める
世間の「関心と共感」を得る
- 5) 正しい情報に基づいた、冷静な議論を常に心がける
「よく聴く」「いきなり否定しない」「悪口を言わない」「悪者にしない」「大声を出さない」「感情的にならない」等
- 6) 情報は命
「報告・連絡・相談」を通じての情報の共有化と整理・分析・拡散（広報）に努めること。内外との接触・情報交換と、内外への情報発信を不断に行うこと。
- 7) 意見集約
多様な意見を尊重しつつ、意見集約への努力を怠らない、そのための仕組みを持つこと。
- 8) 足並みを揃える
町（行政）、町議会との情報意見交換を密に行い、三者の「足並み」が揃うこと。（共通の目標を持ち、内外に明示すること）

「同盟会」のあり方についての検討課題（案）

1. 当面の緊急課題

仮執行体制の構築、「同盟会組織人事委員会（仮称）」の設置
「機能停止」状態からの脱却（情報の相互伝達機能の回復）
仮執行部の承認をどのように得るか？（役員人選なども）
3カ月程度の活動計画策定
本部事務所の場所
区長会、町、町議会との協議（個別、個人別）
「環境省方針転換（2016.1.15付）」への対処方針は？

2. 「同盟会」の活動理念の確立、明示

「共有目標」の明示
活動計画の提示
規約の改定（諸団体との関連、傍聴人の範囲なども）
住民の役割期待の明確化

3. 情報活動、広報・教宣活動の強化徹底

「同盟会」のパンフレット発行
説明会、講演会、意見交換会の展開（いつ、だれに、どのように）
情報公開の範囲は？
会議の議事録は必ず作成
会議の傍聴の可否は？（傍聴可能な会議・集会は？傍聴者の発言の可否は？）
住民参加、高揚と継続
監視活動？
看板、のぼり旗、ステッカー等の最大活用

4. 世論づくり

内外団体等との連携強化
加美町、千葉市、他との連携
塩谷町、各団体
海外組織

5. 対外活動、政治活動

各党派、政党への同一内容、同タイミングでの接触

6. その他

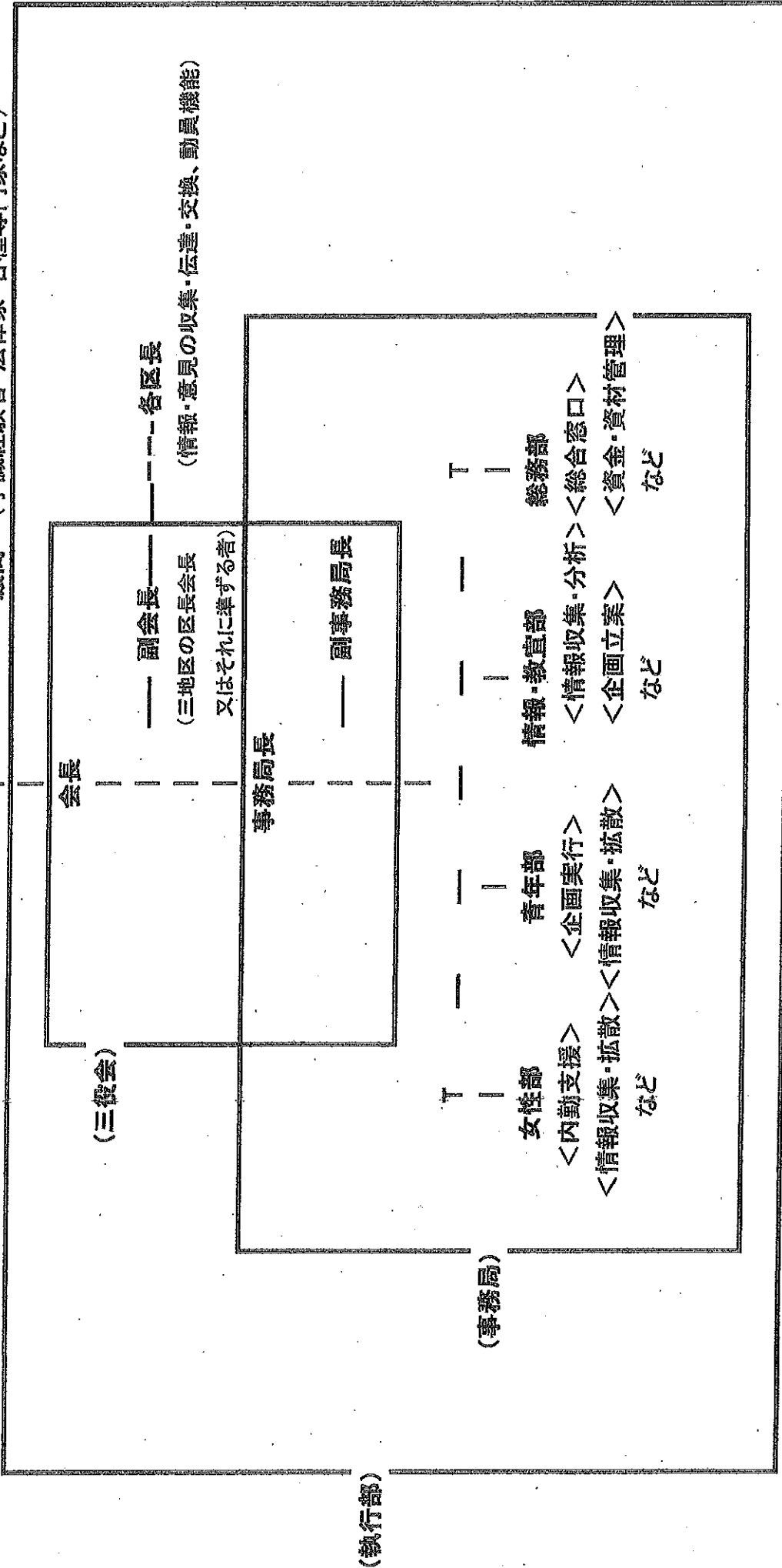
執行部構成員の負担がより少ないこと、集中しないこと
事務局長は有給でも可か？
これまでの活動との継承性をどうするか？（資産、資金、人脈…）

「同盟会」の新組織図(イメージ)

2016年1月31日

総会(臨時総会)

顧問 (学識経験者・法律家・各種専門家など)



※副会長は三区の区長会長、又はそれに準ずる者が就任し、各区長との情報収集・伝達、意見交換、動員等の窓口となる。

※区長会長は「同盟会」の「血管」として機能し、住民からの情報・意見の収集・伝達・交換を担い、動員機能を果たす。

(執行部)

【用語の定義、役割分担等のイメージ】

総会：「同盟会」の最高議決機関。各区長で構成する。(諸団体の代表者の処遇は別途検討する)

執行部：「同盟会」の執行機関。会長が総括し総会に責任を負う。

三役会：「同盟会執行部」の意思決定機関。会長、副会長、事務局長、副事務局長で構成し、事務局各部長も出席する。

事務局：「同盟会執行部」の実働部門。事務局長が総括し、各々が実務を行う。

会長：「同盟会」の代表者。執行部を総括し、総会に責任を負う。

副会長：三地区の区長会長、又はそれに準ずる者が就任する。会長の補佐を行い、各区との意思疎通に努め、動員を行う(情報・意見の収集・伝達・交換)

事務局長：事務局を総括し、三役会に責任を負う。「同盟会」の実質的な中心的機能を担い、情報集約、内外意見調整、対外活動等を中心的に行う。

事務局各部門の情報共有、議論を通じ、各部の連携、協力を努める(報告・連絡・相談機能をフルに発揮させる)

副事務局長：事務局長を補佐する。(事務局長と同等レベルの情報共有)

顧問：国・県の有識者等に対抗しうる人材で、「同盟会」の諸課題について支援・提言を行う。

総務部：総務部長が総括する。「同盟会」の「総合窓口」機能を担い、資金・資材管理、各種連絡、日程調整他を行う。

情報・教宣部：情報・教宣部長が総括する。「同盟会」の情報収集・分析・広報・教育・宣伝活動の中核を担う。各種企画の立案・調整を行う。

青年部：青年部長が総括する。情報収集・拡散に努め、各種企画の実行を行う。

女性部：女性部長が総括する。情報収集・拡散に努め、事務局の内勤業務支援を行う。各種企画の実行支援を行う。

※尚、ここでいう「情報」とは、執行部内で確認・共有された情報を指し、「事務局長」が総括管理するものを指す。「噂」や「悪口」「流言蜚語」等を排除する。

○塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の執行体制の検討会議への意見集約用紙

《自由記入》

執行体制

※ 三役会

会長

副会長 …… 区長会長

事務局長

※ 執行部

。 情報部

正しい情報に基づき 整理・分析
内外との情報交換

。 計画・立案部

情報に基づき 対策・立案

。 実行部

町民への呼びかけ・指導

。 広報部

内外への情報発信を随時行う

以上を常任理事

理事会

各団体の代表者を部(いずれかの)に
属して行動する

このように考えてみました。

※ご意見につきましては、電話・ファックス・電子メール等でもお受けしますので下記までお願い
 します。提出期限は 平成 28 年 1 月末日必着 をお願いいたします。

提出先及び問合せ先

役場総務課 指定廃棄物処分場対策班

Tel. 45-1115 Fax 45-1840

E-mail: taisaku@town.shioya.tochigi.jp

意見書

日頃御多忙中にも係わらず「反対同盟会」の皆様には、お骨折りを頂き大変ご苦労さまです。さて、今回会長以下13名の役員が辞退する状況のなかで、様々な意見を求めているとの事ですので、次のとおり意見を申し上げます。

先ず「反対同盟会」の「規約」ですが「反対同盟会会則」とした方がいいのではないかと思います。別紙のとおり「規約改正」の提案を最初に行ないます。と言いますのは本会の「最高決定機関」は「本部役員会」となっているからです、確かに本部役員の皆様が無報酬で大変な苦勞をしながら反対運動の先頭に立って来たのですから、その気持ちもわかりますが、反対運動は町民が一丸と成って進めないし上手く行かないし、「白紙撤回」は出来ないと思いますし、現にカンパにしても署名にしても全国的に自慢出来る数は集まらなかった筈です。又、様々な集会や雨中のデモでもあんなに結集したのは、町民の反対の意思の表れだと思います。そこまで考えれば、本会の「最高決定機関」は「総会」で有り、「総会」の構成員は「一般住民」であるべきです。

次に2点めですが、私には事務局や事務局長の無い組織は初めてで何とも理解できませんでした、最初は「事務局長」が居たんですが、2~3か月位で居なくなりその内「事務局長」のプレートも無くなってしまいました。この事も「規約」とも関係しますが、是非改善して欲しいと思い規則改正の案の中に盛り込みましたので宜しくお願い致します。

最後になりますが、私は一昨年12月に「原発及び放射性廃棄物最終処分場建設に反対する塩谷の会」と言う団体を作り、微力ながら反対運動を内側から支えて行こうと考えて居りますので、団体の代表として理事の末端に加えて頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。

○塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の執行体制の検討会議への意見集約用紙

《自由記入》

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会にあつては、突然の候補地選定の混乱の中で設立され、以降、誰もが経験のない取組みに尽力してきたもので、とりわけ本部役員および事務局のみなさまには改めて敬意を表するところです。

今回、町総務課指定廃棄物処分場対策班の声掛けでこのように執行体制の検討が行われていることはこれまでの経緯からやむを得ないこととは思いますが、執行体制の検討にあたっては、今後、同盟会が自律した組織として運営されることを充分に見通せるように行うべきと考えています。

本同盟会の目的が「指定廃棄物最終処分場候補地選定の白紙撤回を求めること」であることに鑑みると、本同盟会は、候補地を選定し建設を進めようとする主体である国（環境省）にとって与し難い（切り崩しにくい／都合の悪い／イヤな）組織でなければならないと考えます。それは、「実効性のある（名実一体の）全町民組織」と表現できるかと思ひます。

このことを前提として、今回の執行体制検討の視点を以下に記します。

まず、「実効性のある」という部分に関しては、本同盟会において、組織としてのガバナンスがしっかりと行われ、合理性・納得性を持った意思決定がなされ、組織内および関係機関等との情報伝達や意思疎通、情報の共有が円滑かつ適切に行われていることが求められます。そのために、この機を捉え、単に新たな本部役員を選定するというにとどまらず、現在の組織のあり方および意思決定の仕組み等を今一度見直し、さらに常に組織全体の共通認識にできるよう丁寧に明文化し、規約に反映させることを提案します。例えば役員の種類及び定数、選任の方法や任期、役員交代の際に空白期間を生じさせないための措置（例「役員は辞任または任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなくてはならない」とする等）、事務局の位置づけ、などについても規約の中に定めておくべきと思ひます。なお、役員や会議の種類は、できるだけシンプルに分かりやすく設定することが望ましいと思ひます。

また、「全町民組織」という部分に関しては、町内の各種団体、そしてなにより区長会が同盟会の中にこれまで引き続きしっかりと位置付けられることが非常に重要であると考えます。行政区は、町民に一番近い基礎的組織であり、本同盟会が12,000人超の町民とまさに一体となってさまざまな取組みを進めていくためには、実質、行政区単位での意見聴取や情報伝達が欠かせないと思われるためです。（もちろん「同盟会」の活動においては、塩谷町民一人一人の意思が最大限反映されるべきであり、必ずしも行政区単位で意見をまとめることを意味するわけではありません。）

なお、役員に関して、1～数年の期限のある別組織の役職の方を充てていること（いわゆる充て職）についての是非が問われる場面がありましたが、充て職も含め多様な方が参画していることが、全町民組織としては適切な構成であると思われ、さらに組織の健全性を保つことにもつながると考えます。【例えば、主要な活動や重要な意思決定が限定的なメンバーだけで行われていたり、逆に、充て職が中心で活動がうまく引き継がれないというような組織は、結果的に“脆い”。】

ただし、役員任期が期限付きであるがゆえに責任の所在が不明確になったり、着任後、経緯の把握等に時間がかかり、役員として適切に役割を果たすことができないなどの事態は避けるべきであり、「コアとなる役員」および「事務局」と「充て職役員」はうまくバランスをとり、これまで以上に念入りに連携や引き継ぎを行っていく必要があると感じます。同時に、同盟会役員との兼務が実務的にも心理的にも過度な負担とならないよう、役員同士はもちろん、兼務母体の組織内でも当該役員をしっかりと支えていくことを皆が十分に了知する必要性も強く感じるところです。

なお、現在の規約「4条 構成」に「本会は、会の趣旨に賛同する個人・団体等をもって構成する」となっており、すなわち本同盟会の構成員（会員）は、「会の趣旨に賛同する個人等」ということになるのですが、具体的な構成員が明確に分かる名簿等はまとめられていないと認識しています。（名簿としてまとめられているのは「役員名簿」のみ。また、入会および退会の規定もない。）これから構成員を募る、あるいは塩谷町民だけにでも同盟会に入会するかどうかの意思確認をするということは、手間の点からもまた別の問題を惹起する懸念からも現実的ではないとは思いますが、実体としての構成員をどう考えるのか、事実上構成員は役員だけということでのよいのか、これも「全町民組織」という視点からこの機会に整理しておくべき重要事項と考えます。